

中部ルソン農村視察報告

たき がわ つとむ
滝 川 勉

I 概 況

最近中部ルソン米作地帯の中心地ヌエバ・エシハ(Nueva Ecija) 州都カバナツアン周辺の農村を視察する機会をえた。農業事情の聴取のために訪問した場所はヌエバ・エシハ州庁、州農業部、Central Luzon Agricultural College (Munoz)、ギンバ精米所である。

中部ルソン平原はフィリピンの穀倉地帯 (rice granary) を形成し、とくに今回視察したヌエバ・エシハ州は穀倉中の穀倉として知られる。中部ルソンの農業を知らざるものはフィリピン農業を知らずといっても過言ではない。この地帯は灌漑施設が普及していないため、ほとんど年間米作一毛作であり、地力に富んでいるために水稲生産力はその他の地域に比較してかなり高い。この地帯はフィリピン最大の米の生産地であると同時に、不在地主制の一大中心地であることをもって知られ、農民の大部分は小作農か労働者であって自作農はきわめて少ない。1948年の農業センサスによれば、中部ルソンの小作農比率はパンパンガ州88%、ヌエバ・エシハ州75%、タルラク州66%、ブラカン州66%、マンガシナン州43%である。今回訪れたヌエバ・エシハ州の土地所有状況は、1948年センサスによればつぎのとおりである(その後のセンサス結果は公表されていない)。

区 分	農場数	比 率 (%)	農場面積 (ha)	比 率 (%)
自 作 農	8,915	18.0	31,333	20.4
自 小 作 農	3,283	6.6	12,632	8.2
刈 分	(37,341)	(75.3)	(107,320)	(70.1)
刈 分	28,642	57.8	81,641	53.3
刈 分 金 納	606	1.2	1,929	1.3
金 納	699	1.4	2,067	1.3
そ の 他	7,394	14.9	21,683	14.2
農場管理人	46	0.1	1,942	1.3
合 計	49,585	100.0	153,229	100.0

この数字によってもわかるように土地所有の不均衡はきわめて顕著なものがある。すなわち自作農の所有面積は全農場面積の2割を占めるにすぎないが、小作農(自作小作農を含まない)の農場面積(=地主所有地)は70%

を占めているのである。有名なりベラ・マクミラン報告(1954年)によると、ヌエバ・エシハ州の San Mariano, San Antonio の村では不在地主の所有地はそれぞれ84%, 100%に達している。小作農の大部分は刈分小作農(kasama)であるが、この小作農数は最近のサンプル農業センサス(1958年)の結果に照らしてもさらに増大していることが予想される。地主所有の規模は1955年の調査(A. P. Sorongon, *A Special Study of Landed Estates in the Philippines*, ICA, Manila)によってその一端をうかがうことができる。これによれば、ヌエバ・エシハ州では50~1000ヘクタールを所有する地主数704人、1000ヘクタール以上を所有する地主数13人である。50ヘクタール以下を所有する小地主の数はこの調査からは得られない。これらの地主の大部分は不在地主であって、マニラや地方都市に居住し農業経営は管理人(farm manager)にまかせている。

II 農 業 問 題

中部ルソンは古くから農業不安の中心地として知られ、農民蜂起と流血の惨はあとを絶たないありさまである。第2次大戦後はフクバラハップ(人民解放軍)の活動によってあまりに有名である。その原因はいうまでもなく前近代的な土地所有制度と地主小作関係に根ざすものである。農業関係者の話では、今日のヌエバ・エシハ州の地主・小作間の収穫配分の比率は、地主45%、小作農55%の例が多いといわれる(これがどの程度信用できるかはわからない)。もちろんこのほか折半で収穫物を配分することも行なわれている。1954年にマグサイサイ大統領によって制定された小作立法(Agricultural Tenancy Act)は、小作農が1頭の水牛と農具を所有する場合には収穫物の配分を小作農70%、地主30%と規定した。しかしこの法律は中部ルソンでは現実に有名無実等に等しく、いまだに上記のような収穫配分が行なわれている。地主が農村における警察権を支配している現状において、小作農がその権利を主張することはとうてい考えられないことである。このほかに小作農はその乏しい収穫手取り分のうちから華僑中間商人や地主に対して負債を返済しなければならぬ。かれらは極貧のために経営資金にこと欠く場合が多く、そのため耕作のはじめには資金を華僑中間商人や地主から借りるのである。これがきわめて高利であることは普遍的な事実で、そのために小作農は収穫期でもふたたび生活資金を前借りせざるをえない状態に追いこまれている。政府による農業金融の制度は地

主金融の傾向が強く、たとえば農村銀行(rural bank)や農業協同金融組合(Facomas)は、小農民融資をその目標に掲げているにもかかわらず、融資の条件として土地不動産や動産を担保として要求するため実際には小作農や貧農の手に届きえないものとなっている。ここに中間商人や地主による高利貸し金融のはびこる最大の原因がある。本年6月、政府による米とうもろこし産業国民化法案におびえた華僑の米取り引き商人が農民に対する耕作資金前貸しを差し控えたために、ヌエバ・エハ州では広範囲にわたって農民の耕作開始ができなくなった事実はきわめて皮肉な現象というべきであった。

さらに零細農民の潜在ないし顕在失業の状態はきわめて憂慮すべきものがある。中部ルソンでは灌漑施設がほとんどないために米作は年一毛作である。裏作を行なうにしても乾期に水がなければ野菜もろくに作ることができない。ヌエバ・エシハ州では156万6000ヘクタール(最近数字)の農場面積のうち二毛作が行なわれているのはわずかに6000ヘクタール、その比率は4%たらずである。このため農民の大部分が1年の半分を失業状態ですごしているのである。大工や道路工事のような仕事もあるにはあるが、この仕事につけるのは小作農の10分の1程度にすぎないといわれる。働さうる土地を持っているものはまだよい方で、小作農や貧農の次、三男は長子相続制が事実上行なわれているために農業に従事することができない。しかもこの国における工業や農村工業の未発達性は、こうした失業人口を吸収しうるエンプロイメントを保証しえないのである。いったいこうした農民の次、三男はなにをすればよいのか、この疑問に対してある農場管理人はつぎのように答えた。「かれらは山に行く以外にない」と。山に行くということは、すなわちフクバラハップや盗賊になることを意味するのである。

ここヌエバ・エシハ州では、主として農民の貧困と不在地主制のために masagana 農法(日本式農法)はほとんど行なわれていない。masagana 農法にすると田植え費用や除草などによるコストの上昇を招き、小作農の経済力の限界につき当たるからである。この地帯では、田植えのための費用は在来の農法の場合には普通ヘクタール当たり25ないし30ペソ(食事なし)であるが、masagana 農法にすると45ペソもかかるといわれている。

III 不在地主制の実態

3日間滞在した地主B氏の例によって中部ルソンにおける不在地主制の実態を探ってみよう。地主Bの農場は

ヌエバ・エシハ州の西北部 Gimba の郊外にあり、所有面積640町歩、小作人数160人、水田一毛作である。小作人1人当たり保有面積は平均4町歩である。B氏は典型的な不在地主で、隣州ケソンのK町の町長をかね、1年の半分はここに住んでいる。このK町に行くために自己所有の船を利用する。本宅をマニラ郊外のケソン市に構え、家族はここに住んでいる。Gimbaにある屋敷には収穫期に2カ月ほど滞在するにすぎないという。農場の経営は奥さんの弟にあたる20代の青年に任せている。この青年が farm manager で、全小作人に対するいっさいの権限を握っているわけである。

B氏の農場の水稲生産力は1ヘクタールに当たり60カバンを越えているから、かれらの場合にはその3分の2ちかくに相当する。この州の土地はフィリピンでも最も地力の高いといわれる所である。かれらの年収を計算してみると、640ヘクタールにおける米の総生産は3万8400カバン、その半分が地主の手にはいるとして1万9200カバン、そのうちから種子代や諸雑費を控除しても1万5000カバンがかれの手もとに残るであろう。1カバンの米の販売価格は10ペソ以上であるが、かりに10ペソとして計算しても年間約15万ペソ(約1500万円)以上がいながらにしてかれの手もとにはいる勘定である(これには小作農に対する高利貸し付けの収入を含んでいない)。もちろん地主は制度上は地租を払わなければならないが、この地租たるや評価額の1%で、評価額自体がお話にならないほど低いのである。そのうえ地主は不在地主で住居が一定していないため徴税が困難である。それよりも政府は地主や国会議員、高級官吏に対する徴税に熱意がない。ここから国庫収入のたえざる不足が生ずる。

一方小作農の収入を計算してみるとつぎのとおりである。小作農の平均規模は4ヘクタールであるから米の年間総生産は240カバンである。収穫物の折半によってその半分が手もとにはいるとして120カバン、そのうち商人や地主による前貸し資金を控除すると80カバンが手もとに残る勘定だ(これは実態以上に過大な数量ではあろう)。この全部をかりに現金化するとして(実際に販売するのは30カバン以下である)、800ペソの年間所得ということになるが、これは小作農が1カバンを10ペソで売ると仮定した場合であって、実際にはかれらは経済力がないために1カバン6~7ペソでしか売れないのである。したがって実際の年間総所得は480ペソないし560ペソ(4万8000円ないし5万6000円)というところであろう。これを地主1人の総所得1500万円以上と対比せよ!

現地報告

B氏はこの辺では中規模の地主にすぎない。たとえば1955年の調査によれば、ヌエバ・エシハ州だけでも1000町歩以上の地主が13人も存在するのである。これはいうまでもなく公式数字である。ついでにフィリピン全体についていうと、50町歩以上所有地主数1万8600人、その所有農地面積は全農地の4割以上を占める。これは50町歩以上だけであるから、もしこれに50町歩以下を所有する零細な地主の土地まで加えると、おそらく地主所有地は全農地の6、7割に達するだろう。フィリピンはまさに地主王国であり、米貴族(rice baron)、砂糖貴族(sugar baron)の存在がうたわれるゆえんである。

地主の生活は例外なく中世的なもので、豪壮な邸宅をマニラにかまえ、ナイトクラブで豪遊する。大地主ともなれば買い物は香港や東京ですませ、避暑のためにはヨーロッパやアメリカに出かけ、子弟を私費で海外に留学させるといった生活である。かれらは農村で生活することを好まない。1つにはその豪華な生活が小作農を刺激することを恐れるのであろうが、その傾向はフクバラハップの騒乱以来とくに著しくなっている。ここに不在地主制の根因がある。かれらはいながらにしてばく大な収入が手もとにころがりこむかぎり、農業経営は管理人に任せてみずからはこれをかえりみないのである。

B氏の Gimba の邸宅は3分の2ヘクタールほどの地所にあり、国道に面した古いスペイン風の2階建てである。二重生活のせい、内部の調度も外見と同様あまり華美ではない。しかし驚いたことには屋敷の周囲に高いコンクリートのへいをめぐらし、その上に高圧電線を通じている。電流は自家発電施設によっている。10人以上の兵隊兼使用人が夜間は小銃をもって屋敷の周囲を巡回する。かれらはもちろん私兵で、軍隊や警察の経験をもったものである。邸内には高い見張り小屋があり所有地の水田を一望することができる。はるかかなたの水田の中に別の見張り小屋があるが、ここのようすは双眼鏡で手にとるようにみえる。邸内には武器庫もある。

中部ルソンは戦後フクバラハップの活動舞台の中心地となり、地主はとうてい農村にはいることができなかった。ヌエバ・エシハ州は隣州パンパンガとともに Huklandia を形成した。1949年には首都マニラでも夜出歩くことは危険とされたほどであった。フクを支持する大衆の数は時に50万に達したと報ぜられている。しかし1949年8月に、ヌエバ・エシハ州のボンガボン付近でケソン大統領夫人一行がフクのためにみな殺しにあう事件が起きて以来情勢は転換した。すなわちマグサイサイの国防

長官就任とアメリカの強力な援助によって国軍の拡充と討伐の強化が行なわれ、1955年以降さしものフクバラハップの活動も鎮圧せられるに至った。今日では中部ルソンの農村は表面は平穏そのものであり、地主もときに農村の屋敷に滞在することができるようになった。治安はいちおうは回復したといえる。だがフク活動の根因となった前近代的な土地制度が未解決のままであり、単に強力な武力によって治安が保たれているにすぎない以上、農業不安の底流が依然として残っていることは確かである。こうした底流が将来どのような形をとるかは現在予想しうるところではない。フクバラハップはもういなくなったのかという質問に対して、地主はさすがにいいなとは答えなかった。かれらは静かにしているだけだというのがその答えであった。不安の根源は残っている。だからこそ地主は警戒を怠らないのである。かれは日中、中部ルソンの国道を通過するに際しても自動機関銃や拳銃をひそかに携行し、就寝に際しては護身用の拳銃が手渡されるのである。わたくしは、若い農場管理人がアロハの下に拳銃をかくしているのに気がついた。これが中部ルソン農村における治安の実態なのである。

IV 中部ルソン農科大学

この学校の設立は1907年の古きにさかのぼるが、戦時中完全に破壊され、校舎の復旧したのは1950年である。大学に昇格したのが1951年、専門コースの国立大学である。科目はMAコースとして Agricultural Education, Bコースとして Agr. Education, Agr. Engineering, Home Economics があり、そのほかに農業教育や Farm Mechanics の特殊コースがある。主として農業の職業教育機関で、ここの卒業生は高校の農業教師となったりあるいは自己の農業経営に従事したりしている。学生は都会出身者もいるが、主に農村の子弟で自作農や地主の子弟のほかに小作農の子弟もいるという話であった。これらの卒業生が実際にこの国の農業発展にどういふ役割を演ずるか、残念ながら形式的な答以上のものは得られなかった。現在学生の数は3000人、Faculty staff 120人、敷地660ヘクタールで、構内は一学生町の観があり発電、給水施設、精米所を備え、協同購買組合、学生銀行、寄宿舎、病院、教会、娯楽施設をもっている。家政科があるために女子学生もきわめて多数みうけた。Plowman という専門雑誌を定期的に発行している。

(アジア経済研究所 海外派遣員)

— 在マニラ —